

平成29年第4回

石川県議会定例会議案



## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	平成29年度石川県一般会計補正予算（第 3 号）	1
議案第 2 号	平成29年度石川県公営競馬特別会計補正予算（第 1 号）	11
議案第 3 号	平成29年度石川県港湾整備特別会計補正予算（第 2 号）	13
議案第 4 号	平成29年度石川県流域下水道特別会計補正予算（第 1 号）	15
議案第 5 号	平成29年度石川県立中央病院事業会計補正予算（第 1 号）	17
議案第 6 号	平成29年度石川県立高松病院事業会計補正予算（第 2 号）	19
議案第 7 号	平成29年度石川県水道用水供給事業会計補正予算（第 1 号）	21
議案第 8 号	石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例について	23
議案第 9 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	25
議案第10号	石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	53
議案第11号	公の施設の指定管理者の指定について	55
議案第12号	石川県手数料条例の一部を改正する条例について	63
議案第13号	当せん金付証票の発売について	65
議案第14号	石川県国民健康保険条例について	67
議案第15号	損害賠償額の決定について	73
議案第16号	請負契約の締結について（金沢城公園整備（鼠多門）工事（建築））	75
報告第 1 号	平成29年度石川県一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の報告について	77



## 議案第 1 号

### 平成29年度石川県一般会計補正予算(第 3 号)

平成29年度の石川県一般会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,632,551千円を追加し、歳入歳出それぞれ546,771,461千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 平成29年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の変更及び追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

(繰越明許費)

第 4 条 地方自治法第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 4 表 繰越明許費」による。

平成29年12月 1 日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成29年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 58,764,586	千円 1,088,047	千円 59,852,633
	1 国庫負担金	30,766,354	918,592	31,684,946
	2 国庫補助金	26,258,766	169,455	26,428,221
14 諸収入		50,076,849	456,504	50,533,353
	6 雑入	4,429,007	456,504	4,885,511
15 県債		79,904,000	1,088,000	80,992,000
	1 県債	79,904,000	1,088,000	80,992,000
歳入合計		544,138,910	2,632,551	546,771,461

議案第一号 平成二十九年度石川県一般会計補正予算 歳入

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 1,184,243	千円 3,943	千円 1,188,186
	1 議 会 費	1,184,243	3,943	1,188,186
2 総 務 費		69,922,210	△ 9,442	69,912,768
	1 総 務 管 理 費	10,238,099	△ 42,337	10,195,762
	2 徴 税 費	55,415,389	6,499	55,421,888
	3 市 町 村 振 興 費	1,260,243	2,072	1,262,315
	4 選 挙 費	1,229,807	19,835	1,249,642
	5 防 災 救 助 費	1,493,427	2,764	1,496,191
	6 人 事 委 員 会 費	93,970	567	94,537
	7 監 査 委 員 費	191,275	1,158	192,433
3 企 画 振 興 費		20,757,334	5,561	20,762,895
	1 企 画 振 興 費	20,757,334	5,561	20,762,895
4 県 民 文 化 費 ス ポ ー ツ 費		4,683,834	7,702	4,691,536
	1 県 民 費	1,230,869	3,252	1,234,121
	2 文 化 ス ポ ー ツ 費	3,452,965	4,450	3,457,415
5 健 康 福 祉 費		83,914,381	130,604	84,044,985
	1 高 齢 者 福 祉 費	33,254,574	3,952	33,258,526
	2 子 育 て 福 祉 費	13,872,823	6,304	13,879,127
	3 障 害 福 祉 費	10,374,314	1,234	10,375,548
	4 地 域 福 祉 費	15,293,891	965	15,294,856
	5 健 康 推 進 費	4,755,906	10,863	4,766,769
	6 生 活 衛 生 費	185,810	661	186,471

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 医薬看護費	6,177,063	106,625	6,283,688
<b>6 生活環境費</b>		<b>1,831,571</b>	<b>9,561</b>	<b>1,841,132</b>
	1 生活環境費	1,831,571	9,561	1,841,132
<b>7 商工労働費</b>		<b>35,626,597</b>	<b>13,987</b>	<b>35,640,584</b>
	1 商工費	34,018,139	10,078	34,028,217
	2 労働費	1,521,126	3,549	1,524,675
	3 労働委員会費	87,332	360	87,692
<b>8 観光費</b>		<b>2,685,809</b>	<b>4,332</b>	<b>2,690,141</b>
	1 観光戦略推進費	2,685,809	4,332	2,690,141
<b>9 農林水産業費</b>		<b>31,203,833</b>	<b>39,975</b>	<b>31,243,808</b>
	1 農業費	14,045,165	19,466	14,064,631
	2 畜産業費	1,052,558	2,465	1,055,023
	3 農地費	8,353,428	7,531	8,360,959
	4 林業費	5,112,945	5,378	5,118,323
	5 水産業費	2,639,737	5,135	2,644,872
<b>10 土木費</b>		<b>64,392,665</b>	<b>989,917</b>	<b>65,382,582</b>
	1 土木管理費	1,478,076	2,205	1,480,281
	2 道路橋りょう費	35,497,118	281,007	35,778,125
	3 河川海岸費	13,896,738	410,456	14,307,194
	4 港湾費	3,629,887	2,853	3,632,740
	5 都市計画費	7,764,899	290,059	8,054,958
	6 建築住宅費	2,125,947	3,337	2,129,284
<b>11 警察費</b>		<b>24,188,662</b>	<b>98,007</b>	<b>24,286,669</b>



款	項	補正前の額	補正額	計
	1 警察管理費	千円 22,657,081	千円 98,007	千円 22,755,088
<b>12 教育費</b>		<b>102,589,505</b>	<b>232,443</b>	<b>102,821,948</b>
	1 教育総務費	12,542,511	9,041	12,551,552
	2 小中学校費	55,798,369	135,269	55,933,638
	3 高等学校費	23,308,665	70,178	23,378,843
	4 特別支援学校費	8,720,124	17,955	8,738,079
<b>13 災害復旧費</b>		<b>5,409,254</b>	<b>1,105,961</b>	<b>6,515,215</b>
	1 農林水産業施設 災害復旧費	1,511,073	80,585	1,591,658
	2 土木施設災害復旧費	3,898,181	1,025,376	4,923,557
<b>歳 出 合 計</b>		<b>544,138,910</b>	<b>2,632,551</b>	<b>546,771,461</b>

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成29年度道路建設費	平成30年度 平成31年度	3,150,000 <sup>千円</sup>	平成30年度 平成31年度	3,420,000 <sup>千円</sup>
平成29年度道路整備費	平成30年度	500,000	平成30年度	1,185,000
平成29年度河川改良費	平成30年度	100,000	平成30年度	155,000
庁舎管理費			平成30年度	360,000
のと里山空港管理運営費			平成30年度	48,000
県庁舎総合案内費			平成30年度	11,000
音楽堂管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	2,001,000
石川四高記念文化交流館運営費			平成30年度	4,000
美術館運営費			平成30年度	31,000
歴史博物館運営費			平成30年度	20,000
サッカー・ラグビー競技場 管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	39,000
野球場管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	168,000
自転車競技場管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	17,000
白山一里野シャンツェ管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	7,000
西部緑地公園陸上競技場管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	222,000
西部緑地公園テニスコート 管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	2,000
女性センター管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	180,000
精育園管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	140,000
錦城学園管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	454,000
母子・父子福祉センター管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	50,000
青少年総合研修センター管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	321,000
夕日寺健民自然園管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	63,000

議案第一号 平成二十九年 度石川県一般会計補正予算

債務負担行為

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
のと海洋ふれあいセンター 管 理 費		千円	自 至 平成30年度 平成34年度	千円 125,000
室堂センター、室堂くろゆり 荘、室堂ござくら荘、室堂御前 荘、室堂白山荘管理費			自 至 平成30年度 平成34年度	28,000
南竜ヶ馬場ビクターセンター、 南竜ヶ馬場ケビン、南竜ヶ馬場 野営場、南竜山荘管理費			自 至 平成30年度 平成34年度	19,000
市ノ瀬野営場管理費			自 至 平成30年度 平成34年度	14,000
中宮温泉野営場管理費			自 至 平成30年度 平成34年度	8,000
能登千里浜休暇村野営場管理費			自 至 平成30年度 平成34年度	7,000
木ノ浦健民休暇村野営場管理費			自 至 平成30年度 平成34年度	17,000
輪島エコロジーキャンプ場 管 理 費			自 至 平成30年度 平成34年度	8,000
白山国立公園センター管理費			自 至 平成30年度 平成34年度	17,000
石川ハイテク交流センター 管 理 費			自 至 平成30年度 平成34年度	164,000
産 業 展 示 館 管 理 費			自 至 平成30年度 平成34年度	703,000
山中漆器産業技術センター 管 理 費			自 至 平成30年度 平成34年度	202,000
森 林 公 園 管 理 費			自 至 平成30年度 平成34年度	574,000
健 康 の 森 管 理 費			自 至 平成30年度 平成34年度	64,000
県 民 の 森 管 理 費			自 至 平成30年度 平成34年度	107,000
国際交流センター管理費			自 至 平成30年度 平成34年度	174,000
湖 南 運 動 公 園 管 理 費			自 至 平成30年度 平成34年度	53,000
平成29年度河川整備費			平 成 30 年 度	45,000
平成29年度土木施設災害復旧費			平 成 30 年 度	100,000
平成29年度港湾管理費			平 成 30 年 度	45,000
平成29年度港湾災害復旧費			平 成 30 年 度	60,000
兼 六 園 管 理 費			平 成 30 年 度	55,000
金 沢 城 公 園 管 理 費			平 成 30 年 度	41,000

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
健民海浜公園管理費		千円	自 平成30年度 至 平成34年度	253,000 <sup>千円</sup>
西部緑地公園管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	191,000
木場潟公園管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	234,000
栗津公園管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	51,000
手取公園管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	74,000
松任海浜公園管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	80,000
大野湊緑地公園管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	33,000
能登歴史公園管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	76,000
白山ろくテーマパーク管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	153,000
県営住宅管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	1,672,000
運転者講習費			平成30年度	82,000
運転免許受付費			平成30年度	20,000
交通指導取締活動費			平成30年度	81,000
埋蔵文化財センター管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	330,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法
道路建設費	8,088,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しの式でついで、利率の見直した後は、当該利率)	8,142,000	普通貸借又は証券発行	借入先、原財、償還期限、償還期間、償還条件による。ただし、償還期限を短縮し、償還方法を短縮し、償還条件を他の償還条件に引き換えることができる。
道路整備費	4,487,000			4,622,000		
河川整備費	816,000			922,000		
砂防地すべり対策費	1,476,000			1,576,000		
砂防地すべり防止施設整備	558,000			650,000		
公園整備費	715,000			914,000		
林地荒廃防止施設災害復旧事業費	57,000			80,000		
林道災害復旧事業費	28,000			34,000		
土木施設災害復旧費	1,205,000			1,357,000		
港湾災害復旧費	95,000			312,000		
県単土木災害復旧費	40,000			41,000		
自然環境費				3,000		
計	79,904,000					

第4表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
9 農林水産業費			千円 200,000
	3 農地費		200,000
		広域営農団地農道整備事業費	200,000
10 土木費			3,228,000
	2 道路橋りょう費		1,384,000
		国道改築費	160,000
		地方道改築費	990,000
		橋りょう補修費	120,000
		道路施設長寿命化対策事業費	114,000
		3 河川海岸費	1,251,000
		広域河川改修費	1,191,000
		情報基盤緊急整備事業費	20,000
		海岸侵食対策費	40,000
	5 都市計画費		593,000
街路事業費		593,000	
合 計			3,428,000

## 議案第2号

### 平成29年度石川県公営競馬特別会計補正予算(第1号)

平成29年度の石川県公営競馬特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ854千円を追加し、歳入歳出それぞれ14,061,670千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成29年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算」による。

平成29年12月1日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成29年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 収益事業収入		千円 12,894,767	千円 854	千円 12,895,621
	1 収益事業収入	12,894,767	854	12,895,621
歳入合計		14,060,816	854	14,061,670

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競馬費		千円 14,060,816	千円 854	千円 14,061,670
	1 公営競馬費	14,060,747	854	14,061,601
歳出合計		14,060,816	854	14,061,670

議案第二号 平成二十九年度石川県公営競馬特別会計補正予算



## 議案第 3 号

### 平成29年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第 2 号)

平成29年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

平成29年12月 1 日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
金 沢 港 引 船 管 理 費		千円	平 成 30 年 度	千円 23,000
金沢港金石地区船だまり管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	5,000

議案第三号 平成二十九年度石川県港湾整備特別会計補正予算

## 議案第 4 号

### 平成29年度石川県流域下水道特別会計補正予算(第 1 号)

平成29年度の石川県流域下水道特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

平成29年12月 1 日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）管理費		千円	自 平成30年度 至 平成32年度	929,000
加賀沿岸流域下水道（大聖寺川処理区）管理費			自 平成30年度 至 平成32年度	524,000
犀川左岸流域下水道管理費			自 平成30年度 至 平成32年度	1,001,000
犀川左岸流域下水道汚泥共同処理施設管理費			自 平成30年度 至 平成34年度	535,000

議案第四号 平成二十九年石川県流域下水道特別会計補正予算

## 議案第5号

## 平成29年度石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成29年度の石川県立中央病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成29年度石川県立中央病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第1款	病院事業費用	20,799,417千円	40,480千円	20,839,897千円
第1項	医業費用	19,853,984千円	40,480千円	19,894,464千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第8条中「9,318,579千円」を「9,359,059千円」に改める。

平成29年12月1日提出

石川県知事 谷 本 正 憲



## 議案第6号

### 平成29年度石川県立高松病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成29年度の石川県立高松病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成29年度石川県立高松病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第1款	病院事業費用	3,178,483千円	7,557千円	3,186,040千円
第1項	医業費用	3,112,956千円	7,557千円	3,120,513千円

第3条 予算第9条を予算第10条とし、予算第8条を予算第9条とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条中「2,248,352千円」を「2,255,909千円」に改め、同条を予算第8条とする。

第5条 予算第6条を予算第7条とし、予算第5条を予算第6条とし、予算第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎管理等 業務委託費	平成30年度	41,000千円

平成29年12月1日提出

石川県知事 谷 本 正 憲





## 議案第7号

### 平成29年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成29年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成29年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(3)を次のとおり補正する。

区 分	既決予定額	補正予定額	計
(3) 主要な建設改良事業			
送水施設建設改良事業費	4,540,000千円	230,000千円	4,770,000千円
(うち債務負担行為額)	500,000千円	230,000千円	730,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第1款 水道用水供給事業費用		5,906,625千円	1,801千円	5,908,426千円
第1項 営業費用		5,719,484千円	1,801千円	5,721,285千円
(債務負担行為)				

第4条 予算第5条中「500,000千円」を「730,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条中「471,257千円」を「473,058千円」に改める。

平成29年12月1日提出

石川県知事 谷 本 正 憲



## 議案第八号

### 石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例について

石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十九年十二月一日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(石川県職員退職手当条例の一部改正)

第一条 石川県職員退職手当条例(昭和二十九年石川県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十九項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例(昭和四十八年石川県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成十八年石川県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百四分の八十七」を「百四分の八十三・七」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

#### 提案理由

国家公務員の退職手当について、支給水準が引き下げられることに鑑み、本県職員の退職手当についてもこれに準じた措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 議案第九号

### 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十九年十二月一日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

### 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第一号中「四十一万三千八百円」を「四十一万四千三百円」に改め、同項第二号中「五万六百元」を「五万七百元」に改め、同項第三号中「三万三百円」を「三万四五百円」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五」を「百分の百十五」に改め、同項第二号中「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の五十」を「百分の五十五」に改める。

附則第二十八項中「百分の一・二七五」を「百分の一・四二五」に、「百分の一・五七五」を「百分の一・七二五」に、「百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五」を「百分の百十五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	363,000	408,800	459,300
2		143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	365,600	411,200	462,500
3		144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	368,100	413,700	465,500
4		146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,700	416,100	468,500
5		147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,500	372,800	418,100	471,500
6		148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,500	375,400	420,400	474,500
7		149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,800	377,700	422,500	477,500
8		150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	334,000	380,200	424,700	480,600
9		151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	336,100	382,700	426,700	483,400
10		152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,300	385,400	428,800	486,500
11		154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,400	388,000	430,900	489,500
12		155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,600	390,700	433,000	492,600
13		156,800	213,600	247,200	285,700	314,400	344,600	393,100	434,700	495,300
14		158,300	215,400	248,700	287,800	316,500	346,600	395,400	436,500	497,600
15		159,800	217,100	250,000	289,800	318,700	348,700	397,700	438,600	499,900
16		161,400	218,900	251,400	291,800	320,800	350,700	400,100	440,600	502,200
17		162,700	220,600	252,900	293,700	322,900	352,600	401,900	442,500	504,400
18		164,200	222,300	254,600	295,700	324,900	354,700	403,900	444,300	505,800
19		165,700	223,900	256,300	297,800	327,000	356,500	405,800	446,100	507,300
20		167,200	225,500	258,100	299,800	329,000	358,400	407,600	447,800	508,700
21		168,600	227,000	259,700	301,800	331,000	360,400	409,500	449,600	509,900
22		171,300	228,700	261,500	303,900	333,200	362,300	411,300	451,100	511,300
23		173,900	230,300	263,200	305,900	335,200	364,300	413,100	452,500	512,800
24		176,500	231,900	264,900	308,000	337,300	366,200	415,000	454,000	514,300
25		179,200	233,100	266,900	309,800	338,900	368,200	416,900	455,400	515,400
26		180,900	234,600	268,800	312,000	340,800	370,100	418,400	456,700	516,500
27		182,600	236,000	270,600	314,100	342,700	372,100	419,900	458,000	517,700
28		184,300	237,300	272,400	316,100	344,600	374,200	421,500	459,200	518,900
29		185,800	238,600	274,100	318,100	346,300	375,700	423,100	460,300	519,900
30		187,600	239,800	276,000	320,100	348,200	377,500	424,400	461,000	520,800
31		189,400	240,800	277,900	322,200	350,100	379,300	425,700	461,800	521,700
32		191,100	242,000	279,600	324,300	351,900	380,900	426,900	462,500	522,600
33		192,700	243,300	281,200	325,800	353,900	382,700	428,100	463,200	523,400
34		194,200	244,500	283,100	327,800	355,700	384,100	429,400	464,000	524,400
35		195,700	245,700	284,900	329,700	357,500	385,600	430,700	464,700	525,100
36		197,200	247,000	286,800	331,900	359,200	387,200	431,900	465,300	525,600

37	198,500	247,900	288,400	333,800	360,600	388,600	433,100	465,800	526,300
38	199,800	249,300	290,100	335,700	361,900	389,800	433,900	466,400	526,900
39	201,100	250,700	291,900	337,700	363,300	391,000	434,700	467,000	527,700
40	202,400	252,200	293,700	339,600	364,700	392,100	435,500	467,600	528,300
41	203,700	253,600	295,400	341,500	366,000	393,200	436,100	468,100	528,800
42	205,000	255,000	297,100	343,400	366,900	394,400	436,800	468,600	
43	206,300	256,400	298,800	345,200	368,000	395,500	437,500	469,000	
44	207,600	257,700	300,400	347,100	369,100	396,800	438,300	469,300	
45	208,800	258,900	302,100	348,600	369,900	397,500	439,100	469,600	
46	210,100	260,200	303,800	350,000	370,800	398,200	439,900		
47	211,400	261,600	305,400	351,500	371,700	398,900	440,300		
48	212,700	262,900	307,100	353,100	372,600	399,600	441,000		
49	213,800	264,100	308,300	354,700	373,500	400,200	441,500		
50	214,900	265,200	309,800	355,500	374,400	400,800	441,900		
51	215,900	266,500	311,400	356,700	375,200	401,300	442,300		
52	217,000	267,800	313,000	357,700	376,000	401,700	442,700		
53	218,100	268,800	314,600	358,600	376,700	402,100	443,100		
54	219,100	269,900	316,200	359,700	377,400	402,400	443,500		
55	220,000	271,200	317,800	360,600	378,100	402,700	443,900		
56	221,000	272,500	319,300	361,700	378,800	403,000	444,200		
57	221,500	273,500	320,800	362,600	379,300	403,300	444,500		
58	222,400	274,500	322,000	363,300	379,900	403,600	444,900		
59	223,200	275,600	323,200	364,000	380,500	403,900	445,200		
60	224,100	276,700	324,400	364,700	381,200	404,200	445,500		
61	224,800	277,900	325,100	365,100	381,600	404,500	445,800		
62	225,800	278,900	326,000	365,700	382,300	404,800			
63	226,600	279,800	326,800	366,400	382,900	405,100			
64	227,500	280,800	327,600	367,100	383,500	405,400			
65	228,200	281,600	328,500	367,400	383,900	405,700			
66	229,000	282,500	328,900	368,100	384,500	406,000			
67	229,900	283,200	329,600	368,800	385,100	406,300			
68	231,000	284,100	330,400	369,500	385,700	406,600			
69	231,700	285,100	331,200	369,800	386,100	406,800			
70	232,400	285,900	332,000	370,400	386,600	407,100			
71	233,000	286,700	332,700	371,100	387,100	407,400			
72	233,800	287,500	333,400	371,700	387,700	407,700			
73	234,600	288,300	333,900	372,000	388,000	407,900			
74	235,300	288,900	334,500	372,600	388,400	408,200			
75	236,000	289,300	335,000	373,300	388,800	408,500			
76	236,600	289,800	335,600	373,900	389,200	408,700			
77	237,300	289,900	335,900	374,400	389,500	408,900			
78	238,100	290,300	336,400	374,900	389,800	409,200			
79	238,900	290,500	336,800	375,500	390,100	409,500			
80	239,600	290,900	337,300	376,000	390,400	409,700			

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

81	240,200	291,100	337,700	376,500	390,600	409,900
82	240,900	291,300	338,200	377,100	390,900	410,200
83	241,600	291,700	338,700	377,600	391,200	410,500
84	242,300	292,000	339,200	377,900	391,400	410,700
85	242,900	292,300	339,500	378,300	391,600	410,900
86	243,600	292,600	339,900	378,800	391,900	
87	244,300	292,900	340,400	379,200	392,200	
88	245,000	293,300	340,800	379,600	392,400	
89	245,600	293,600	341,100	380,000	392,600	
90	246,100	294,000	341,500	380,500	392,900	
91	246,500	294,300	342,000	380,900	393,200	
92	247,000	294,700	342,400	381,300	393,400	
93	247,300	294,800	342,600	381,600	393,600	
94		295,000	343,000			
95		295,400	343,500			
96		295,800	343,900			
97		296,000	344,000			
98		296,300	344,500			
99		296,700	344,900			
100		297,100	345,200			
101		297,300	345,500			
102		297,600	345,900			
103		298,000	346,300			
104		298,300	346,700			
105		298,500	347,200			
106		298,800	347,600			
107		299,200	348,000			
108		299,500	348,400			
109		299,700	348,900			
110		300,100	349,300			
111		300,500	349,600			
112		300,800	349,900			
113		300,900	350,400			
114		301,200				
115		301,500				
116		301,900				
117		302,100				
118		302,300				
119		302,600				
120		302,900				
121		303,300				
122		303,500				
123		303,800				
124		304,100				



再任用職員	125	304,400	215,000	187,400	255,200	274,700	289,900	315,400	357,300	390,500	441,900
-------	-----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条、第25条の2及び附則第18項に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	166,000	181,700	208,200	248,300	291,800	318,300	346,800	382,000	423,600
2		167,700	183,500	210,200	250,100	293,800	320,500	349,000	384,200	425,400
3		169,500	185,300	212,200	251,900	295,900	322,800	351,300	386,300	427,300
4		171,200	187,100	214,200	253,700	298,200	324,900	353,500	388,400	429,200
5		172,700	189,000	216,200	255,400	300,000	327,200	355,600	390,300	430,600
6		174,600	191,300	218,200	257,200	302,200	329,400	357,700	392,300	432,300
7		176,400	193,600	220,200	258,800	304,300	331,700	359,900	394,100	433,900
8		178,300	195,900	222,100	260,500	306,500	333,900	362,100	396,000	435,400
9		180,000	198,100	224,200	261,800	308,500	335,700	364,000	397,800	437,000
10		181,700	200,700	226,000	263,400	310,700	338,000	366,200	399,800	438,800
11		183,400	203,200	227,800	264,700	313,000	340,200	368,300	401,800	440,400
12		185,100	205,700	229,600	266,000	315,100	342,500	370,500	403,900	442,000
13		187,000	208,000	231,500	267,600	317,200	344,500	372,700	405,600	443,100
14		189,100	209,800	233,400	269,000	319,500	346,600	374,900	407,700	444,700
15		191,200	211,600	235,300	270,100	321,700	348,800	377,100	409,700	446,500
16		193,300	213,400	237,200	271,400	323,900	350,900	379,200	411,800	448,300
17		195,500	215,300	238,800	272,300	325,700	353,200	381,000	413,500	449,900
18		197,900	217,200	240,600	273,700	328,000	355,200	383,000	415,200	451,700
19		200,300	219,100	242,400	275,100	330,100	357,300	384,900	417,000	453,500
20		202,700	220,900	244,200	276,500	332,400	359,400	386,900	418,600	455,200
21		205,200	222,600	245,800	277,800	334,400	361,500	388,700	420,300	456,800
22		207,000	224,400	247,200	279,200	336,400	363,500	390,800	421,900	458,500
23		208,800	226,200	248,400	280,500	338,500	365,500	392,900	423,300	460,200
24		210,600	228,000	249,700	282,000	340,500	367,600	394,900	424,800	462,000
25		212,500	229,700	251,000	283,200	342,500	369,500	396,700	426,100	463,500
26		214,300	231,400	252,300	285,100	344,600	371,500	398,700	427,500	464,900
27		216,100	233,100	253,600	287,100	346,600	373,500	400,800	429,000	466,400
28		217,800	234,800	254,800	289,100	348,600	375,600	402,900	430,600	467,700
29		219,700	236,200	256,000	291,000	350,800	377,500	404,400	431,900	468,900
30		221,500	238,000	257,100	293,000	353,000	379,600	406,200	433,600	469,600
31		223,300	239,800	258,400	294,800	355,000	381,700	407,900	435,300	470,300
32		225,100	241,600	259,500	296,700	357,100	383,700	409,600	436,900	471,000
33		226,800	243,000	260,100	298,500	358,800	385,600	411,300	438,400	471,500
34		228,500	244,500	261,300	300,300	360,800	387,700	412,800	440,100	472,300
35		230,200	245,800	262,400	302,200	362,700	389,800	414,400	441,800	473,000
36		231,900	247,200	263,600	304,000	364,800	391,700	415,900	443,400	473,600

37	233,300	248,500	264,500	305,800	366,700	393,400	417,300	444,800	473,900
38	235,100	249,800	265,700	307,700	368,800	394,900	418,800	445,500	474,500
39	236,900	251,000	266,700	309,600	370,800	396,300	420,300	446,200	475,000
40	238,700	252,200	267,700	311,300	372,800	397,700	421,800	446,900	475,500
41	240,100	253,400	268,900	313,100	374,900	398,900	423,300	447,300	476,000
42	241,500	254,600	270,300	314,900	377,000	400,000	424,600	447,900	476,400
43	242,800	255,700	271,600	316,800	379,100	401,000	425,900	448,600	476,800
44	244,000	256,800	272,800	318,700	381,100	402,000	427,100	449,200	477,200
45	245,300	257,600	273,900	320,400	382,800	403,200	428,100	450,000	477,500
46	246,400	258,700	275,400	322,300	384,500	404,400	428,800	450,700	
47	247,400	259,800	276,900	324,200	386,100	405,500	429,600	451,200	
48	248,300	261,000	278,500	326,000	387,800	406,700	430,400	451,700	
49	249,200	261,900	280,300	327,500	389,200	408,000	430,900	452,200	
50	250,300	263,100	282,000	329,100	390,200	408,800	431,300	452,500	
51	251,500	264,100	283,700	330,700	391,200	409,600	431,700	452,800	
52	252,600	265,200	285,200	332,500	392,200	410,300	432,000	453,200	
53	253,300	266,400	286,700	334,200	393,500	410,800	432,300	453,600	
54	254,500	267,400	288,500	335,900	394,600	411,500	432,700	453,800	
55	255,400	268,800	290,200	337,700	395,800	412,200	433,000	454,100	
56	256,600	270,000	291,900	339,500	397,000	412,800	433,300	454,300	
57	257,600	271,000	293,400	340,700	398,300	413,500	433,600	454,700	
58	258,600	272,600	295,100	342,400	399,100	413,900	433,900	454,900	
59	259,400	274,000	296,900	344,000	399,900	414,500	434,200	455,100	
60	260,400	275,600	298,700	345,600	400,600	415,100	434,500	455,300	
61	261,500	277,200	300,100	347,200	401,100	415,500	434,800	455,700	
62	262,500	278,800	301,900	348,900	401,800	416,100	435,100		
63	263,600	280,400	303,700	350,600	402,500	416,600	435,400		
64	264,500	281,900	305,400	352,300	403,200	417,200	435,700		
65	265,600	283,300	306,800	354,000	403,500	417,700	436,000		
66	266,800	284,700	308,500	355,600	404,200	418,300	436,300		
67	268,000	286,200	310,100	357,200	404,900	418,700	436,600		
68	269,300	287,600	311,800	358,800	405,500	419,200	436,900		
69	270,500	289,200	313,400	360,000	405,900	419,600	437,100		
70	271,900	290,700	314,800	361,400	406,400	419,900	437,400		
71	273,300	292,300	316,300	362,700	407,000	420,200	437,700		
72	274,600	293,900	317,800	364,100	407,500	420,500	438,000		
73	275,800	295,100	318,800	365,300	408,000	420,800	438,300		
74	277,200	296,500	320,400	366,500	408,400	421,100	438,600		
75	278,600	298,000	321,900	367,800	408,900	421,400	438,900		
76	279,800	299,500	323,600	369,100	409,400	421,700	439,200		
77	281,000	300,500	325,400	370,400	409,900	421,900	439,400		
78	282,200	302,000	327,100	371,600	410,400	422,200	439,700		
79	283,400	303,300	328,700	372,800	411,000	422,500	440,000		
80	284,400	304,800	330,300	374,000	411,500	422,800	440,300		

再任用職員以外の職員

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

81	285,500	306,300	332,100	375,300	411,900	423,000	440,500
82	286,700	307,700	333,800	376,500	412,500	423,300	440,800
83	288,000	309,000	335,400	377,600	413,000	423,600	441,100
84	289,300	310,500	337,100	378,800	413,200	423,800	441,400
85	290,500	311,700	338,500	379,900	413,500	424,000	441,600
86	291,700	313,200	340,000	380,500	414,000	424,300	
87	292,900	314,500	341,500	381,000	414,300	424,600	
88	294,100	316,000	343,000	381,600	414,600	424,800	
89	295,200	317,500	344,300	382,200	414,900	425,000	
90	296,400	319,000	345,500	382,800	415,300	425,300	
91	297,500	320,400	346,800	383,400	415,700	425,600	
92	298,700	321,900	348,100	384,000	416,100	425,800	
93	299,500	323,200	349,500	384,300	416,400	426,000	
94	300,800	324,500	351,000	384,800			
95	301,900	325,900	352,500	385,400			
96	303,200	327,200	354,100	385,900			
97	304,300	328,400	355,400	386,300			
98	305,500	329,700	356,600	386,700			
99	306,700	331,000	357,700	387,300			
100	307,900	332,400	358,900	387,800			
101	309,100	333,800	360,000	388,200			
102	310,200	334,700	361,100	388,700			
103	311,300	335,800	362,200	389,300			
104	312,300	337,000	363,400	389,800			
105	313,100	338,100	364,600	390,100			
106	313,700	339,200	365,100	390,500			
107	314,300	340,200	365,700	391,000			
108	315,000	341,300	366,300	391,300			
109	315,500	342,500	366,900	391,600			
110	316,000	343,500	367,400	392,100			
111	316,500	344,500	367,900	392,600			
112	317,100	345,400	368,400	393,100			
113	317,900	346,300	368,800	393,400			
114	318,600	347,200	369,200	393,900			
115	319,300	348,200	369,800	394,400			
116	320,000	349,200	370,300	394,900			
117	320,600	350,200	370,700	395,200			
118	321,400	350,700	371,200	395,800			
119	322,100	351,300	371,800	396,300			
120	322,900	351,900	372,300	396,800			
121	323,500	352,200	372,400	397,200			
122	323,800	352,600	373,000	397,700			
123	324,300	353,200	373,500	398,100			
124	324,800	353,600	373,900	398,600			

125	325,100	354,000	374,500	399,000	305,300	319,500	343,200	378,500	410,200
126		354,400	375,000						
127		354,900	375,500						
128		355,300	376,000						
129		355,700	376,300						
130		356,100	376,800						
131		356,500	377,300						
132		356,900	377,800						
133		357,100	378,100						
134		357,600	378,600						
135		358,000	379,000						
136		358,300	379,400						
137		358,600	379,700						
138		359,000	380,200						
139		359,500	380,700						
140		360,000	381,200						
141		360,300	381,500						
142		360,800							
143		361,300							
144		361,800							
145		362,100							
再任用職員	241,400	253,200	257,300	288,800	305,300	319,500	343,200	378,500	410,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係) 教育職給料表

職員の区分	職務の級号	イ 教育職給料表(一)				
		1級	2級	3級	4級	5級
	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	156,300	200,600	261,100	329,200	417,700
	2	157,800	202,300	263,600	331,400	419,500
	3	159,300	204,000	265,900	333,700	421,300
	4	160,800	205,700	268,200	335,800	423,000
	5	162,500	207,500	270,800	338,100	424,500
	6	164,400	209,200	273,200	340,300	426,000
	7	166,200	210,900	275,400	342,600	427,900
	8	168,000	212,500	277,600	344,900	429,800
	9	169,800	214,300	279,900	346,700	431,600
	10	171,900	216,200	282,200	348,800	433,400
	11	173,900	218,100	284,600	350,900	435,300
	12	175,900	220,000	286,800	353,100	437,100
	13	177,900	221,700	289,200	355,300	438,900
	14	180,100	223,700	291,300	357,300	440,800
	15	182,300	225,700	293,200	359,300	442,600
	16	184,500	227,700	295,200	361,300	444,500
	17	186,800	229,600	297,300	363,200	446,200
	18	189,400	232,300	299,800	365,100	448,000
	19	191,900	235,000	302,300	367,100	449,800
	20	194,400	237,700	305,000	369,100	451,600
	21	196,900	240,300	307,300	370,900	453,200
	22	198,600	243,100	309,900	372,800	454,900
	23	200,300	245,700	312,200	374,800	456,800
	24	202,000	248,400	314,900	376,700	458,500
	25	203,500	250,900	317,500	378,200	460,300
	26	205,200	253,400	319,800	380,000	461,900
	27	206,900	255,900	322,200	381,800	463,500
	28	208,500	258,200	324,400	383,700	465,000
	29	210,000	260,900	326,700	385,600	466,500
	30	211,700	263,300	328,700	387,500	467,800
	31	213,400	265,500	330,900	389,400	469,100
	32	215,100	267,700	333,100	391,400	470,400
	33	216,700	269,800	335,000	393,100	471,600
	34	218,500	272,000	337,100	394,800	472,300
	35	220,300	274,200	339,300	396,500	473,000
	36	222,100	276,200	341,400	398,300	473,700
	37	223,700	278,500	343,600	399,500	474,300
	38	225,500	280,500	345,700	401,000	
39		227,300		282,400		402,400
40		229,100		284,400		403,800
41		230,800		286,200		405,500
42		232,500		288,600		406,900
43		234,100		290,900		408,200
44		235,700		293,400		409,700
45		237,200		295,500		411,300
46		238,600		298,000		412,600
47		239,900		300,300		414,100
48		241,100		303,000		415,700
49		242,600		305,400		417,500
50		244,100		307,800		418,900
51		245,300		310,300		420,500
52		246,800		312,600		422,000
53		248,000		314,900		423,700
54		249,200		317,100		425,200
55		250,600		319,200		426,800
56		251,700		321,400		428,400
57		253,000		323,500		429,900
58		254,100		325,600		431,400
59		255,200		327,700		432,600
60		256,400		329,700		433,800
61		257,700		332,000		435,000
62		259,000		334,100		436,300
63		260,400		336,300		437,600
64		261,500		338,500		438,900
65		262,800		340,400		440,100
66		264,300		342,600		441,300
67		265,800		344,700		442,500
68		267,500		346,900		443,700
69		269,000		348,900		444,900
70		270,400		350,800		446,100
71		271,800		353,000		447,300
72		273,200		355,000		448,500
73		274,300		356,800		449,600
74		275,500		358,700		450,200
75		277,100		360,500		450,700
76		278,300		362,400		451,200
77		279,600		364,300		451,700
78		280,800		366,000		411,600
79		282,000		367,700		412,900
80		283,200		369,300		414,300
81		284,300		370,800		415,600
82		285,500		372,300		416,900
83		286,700		373,800		417,900

再任用職員以外の職員

84	287,900	375,300	419,100
85	289,100	376,400	420,300
86	290,200	377,800	421,500
87	291,400	379,200	422,700
88	292,600	380,500	423,700
89	293,800	381,800	424,800
90	294,900	383,100	425,800
91	296,100	384,300	426,800
92	297,300	385,600	427,800
93	298,100	386,900	428,700
94	299,100	388,000	429,500
95	300,200	389,300	430,300
96	301,400	390,500	431,100
97	302,400	391,900	431,900
98	303,500	392,900	432,300
99	304,500	394,000	432,700
100	305,600	395,000	433,100
101	306,500	396,000	433,500
102	307,600	397,000	433,800
103	308,700	398,100	434,100
104	309,700	399,200	434,400
105	310,400	399,900	434,700
106	311,300	400,800	435,000
107	312,100	401,700	435,300
108	312,900	402,600	435,500
109	313,800	403,400	435,700
110	314,200	404,300	436,000
111	314,600	405,100	436,300
112	315,100	405,900	436,500
113	315,700	406,500	436,700
114	316,100	407,200	437,000
115	316,600	407,900	437,300
116	317,100	408,600	437,500
117	317,700	409,200	437,700
118	318,200	409,700	
119	318,600	410,100	
120	319,100	410,500	
121	319,600	410,900	
122	320,000	411,200	
123	320,500	411,500	
124	321,000	411,700	
125	321,600	411,900	
126	321,900	412,200	
127	322,200	412,500	
128	322,500	412,700	

129	322,700	412,900	
130	323,000	413,200	
131	323,300	413,500	
132	323,600	413,700	
133	323,800	413,900	
134	324,000	414,200	
135	324,200	414,500	
136	324,500	414,700	
137	324,800	414,900	
138	325,000	415,200	
139	325,300	415,500	
140	325,600	415,700	
141	325,800	415,900	
142	326,000	416,200	
143	326,300	416,500	
144	326,500	416,700	
145	326,800	417,000	
146	327,000		
147	327,300		
148	327,600		
149	327,800		
150	328,000		
151	328,300		
152	328,600		
153	328,800		
再任用職員	233,900	274,400	303,200
			331,500
			415,900

備考1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。





131	398,800				287,600	356,100	406,700	421,100
132	399,300				288,500	357,600	407,400	421,500
133	399,600				289,600	359,100	408,100	421,800
134	399,900				290,700	360,500	408,700	422,100
135	400,200				291,600	361,800	409,400	422,400
136	400,500				292,500	363,200	409,900	422,700
137	400,800				293,400	364,600	410,600	422,900
138	401,100				293,900	366,100	411,000	423,100
139	401,400				294,600	367,400	411,400	
140	401,700				295,300	368,700	411,700	
141	402,000				296,100	369,900	412,000	
142	402,300				296,900	370,900	412,300	
143	402,600				297,700	371,900	412,600	
144	402,900				298,500	372,900	412,900	
145	403,100				299,200	373,900	413,100	
146	403,400				300,100	374,900	413,300	
147	403,700				300,600	375,900	413,600	
148	403,900				301,100	376,900	413,900	
149	404,100				301,600	377,900	414,100	
150	404,400				301,800	378,700	414,300	
151	404,700				302,200	379,600	414,600	
152	404,900				302,500	380,500	414,900	
153	405,100				302,700	381,500	415,100	
154	405,400				302,900	382,300	415,300	
155	405,700				303,100	383,300	415,600	
156	405,900				303,400	384,300	415,900	
157	406,100				303,700	385,300	416,100	
再任用職員		225,100	271,200	298,300	324,700	405,900		

備考1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第3条関係) 研究職給料表

40	212,700	281,500	358,300	402,900	489,100
41	214,600	282,900	359,200	404,300	491,400
42	216,500	283,900	360,300	405,600	493,600
43	218,400	284,900	361,500	407,100	495,800
44	220,300	285,900	362,600	408,700	498,000
45	222,000	286,600	363,800	410,100	499,700
46	223,900	287,800	365,000	411,300	501,200
47	225,700	289,000	366,300	412,900	502,900
48	227,500	290,200	367,400	414,500	504,400
49	229,200	291,600	368,500	415,800	506,100
50	231,000	292,900	369,800	417,300	507,500
51	232,700	294,000	371,100	418,800	508,900
52	234,400	295,100	372,400	420,200	510,400
53	235,900	296,300	373,100	421,600	511,500
54	237,700	297,500	374,200	423,000	512,700
55	239,400	298,800	375,100	424,400	513,900
56	241,000	299,900	376,100	425,800	515,100
57	242,300	300,900	376,900	426,900	516,000
58	243,500	302,000	377,700	428,200	517,000
59	244,500	303,200	378,400	429,600	518,000
60	245,600	304,300	379,100	430,900	519,000
61	246,700	305,200	379,700	431,700	520,100
62	247,800	306,300	380,400	432,600	521,000
63	248,700	307,400	381,300	433,600	521,700
64	249,800	308,500	382,200	434,500	522,400
65	251,000	309,500	382,800	435,400	523,200
66	252,100	310,700	383,600	436,200	524,100
67	253,200	311,800	384,400	436,800	524,900
68	254,100	312,800	385,200	437,600	525,700
69	255,000	313,900	385,800	438,000	526,400
70	256,400	314,900	386,500	438,700	527,200
71	257,900	316,000	387,200	439,200	528,000
72	259,300	317,100	387,900	439,700	528,800
73	260,700	317,900	388,600	440,200	529,500
74	262,100	318,900	389,200		
75	263,500	320,000	389,800		
76	264,600	321,100	390,500		
77	265,700	322,200	391,200		
78	266,900	323,200	391,800		
79	268,200	324,100	392,400		
80	269,300	325,000	393,000		
81	270,600	326,100	393,600		
82	271,900	326,900	394,200		
83	273,200	327,600	394,800		
84	274,400	328,400	395,400		

再任用職員以外の職員

職員の区分	職務の職号	研究職給料表				
		1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	142,800	192,500	279,100	330,500	388,900
	2	143,900	195,100	281,500	332,700	391,800
	3	145,100	197,500	283,900	334,900	394,600
	4	146,200	199,900	286,300	336,900	397,500
	5	147,300	202,400	288,600	338,800	399,800
	6	148,600	204,700	290,800	340,900	402,500
	7	149,900	207,000	292,800	343,000	405,200
	8	151,200	209,200	294,800	345,000	407,900
	9	152,300	211,300	296,900	346,800	410,500
	10	154,000	213,600	299,500	348,800	413,100
	11	155,600	216,100	302,100	350,900	415,800
	12	157,200	218,400	304,900	352,900	418,700
	13	158,700	220,600	307,100	355,000	421,300
	14	160,600	223,000	309,700	356,900	424,000
	15	162,500	225,400	312,200	358,800	426,800
	16	164,500	227,800	315,000	360,700	429,500
	17	166,300	230,100	317,600	362,600	432,000
	18	168,500	232,900	319,800	364,500	434,600
	19	170,700	235,800	322,000	366,400	437,100
	20	172,800	238,700	324,100	368,400	439,800
	21	175,000	241,200	326,400	370,000	442,300
	22	177,400	243,900	328,400	372,000	444,900
	23	179,700	246,400	330,400	373,900	447,500
	24	182,000	249,100	332,400	375,900	450,000
	25	184,100	251,800	334,400	377,500	452,200
	26	186,300	254,200	336,300	379,200	454,500
	27	188,400	256,500	338,100	381,100	457,000
	28	190,500	258,700	339,900	383,000	459,500
	29	192,600	261,400	341,900	384,800	462,100
	30	194,300	263,600	343,600	386,700	464,600
	31	196,100	265,500	345,200	388,600	467,100
	32	197,800	267,600	346,900	390,500	469,600
	33	199,600	269,400	348,300	392,100	471,900
	34	201,500	271,400	349,700	393,900	474,300
	35	203,400	273,500	351,200	395,600	476,700
	36	205,300	275,400	352,800	397,400	479,200
	37	207,000	277,300	354,100	398,600	481,700
	38	208,900	278,800	355,500	400,100	484,200
	39	210,800	280,000	356,900	401,500	486,600

別表第5 (第3条関係) 医療職給料表

イ 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	472,300
	2	248,900	334,800	399,600	474,600
	3	251,400	337,700	402,500	476,800
	4	253,900	340,700	405,300	479,100
	5	256,200	343,400	408,000	481,500
	6	260,000	346,700	410,700	483,700
	7	263,800	349,800	413,500	485,900
	8	267,600	352,900	416,200	488,100
	9	271,200	355,700	418,600	490,100
	10	275,200	358,600	421,300	492,200
	11	279,200	361,700	424,000	494,300
	12	283,200	364,900	426,700	496,400
	13	287,000	367,900	429,200	498,500
	14	291,000	371,500	431,700	500,600
	15	294,900	374,700	434,100	502,800
	16	298,800	378,400	436,600	504,900
	17	302,600	382,000	438,900	507,000
	18	306,200	384,700	441,300	509,000
	19	309,700	387,500	443,700	511,000
	20	313,300	390,200	446,100	513,000
	21	316,900	393,100	448,100	514,800
	22	320,600	395,700	450,500	516,600
	23	324,100	398,300	452,900	518,500
	24	327,600	400,700	455,200	520,400
	25	331,100	402,900	457,400	522,100
	26	333,900	405,200	459,800	524,000
	27	336,500	407,400	462,000	525,800
	28	339,100	409,700	464,300	527,600
	29	341,900	412,100	466,500	529,500
	30	344,000	414,200	468,800	531,300
	31	346,200	416,200	471,100	533,100
	32	348,600	418,400	473,300	534,900
	33	350,900	420,500	475,300	536,500
	34	353,300	422,500	477,400	538,300
	35	355,500	424,500	479,500	540,000
	36	358,000	426,500	481,700	541,800
	37	360,400	428,600	483,800	543,400
	38	362,800	430,600	485,600	545,000

85	275,500	328,900	396,000	
86	276,600	329,400	396,500	
87	277,900	329,900	397,000	
88	279,100	330,400	397,700	
89	280,000	330,700	398,100	
90	281,200	331,200		
91	282,400	331,800		
92	283,600	332,300		
93	284,600	332,600		
94	285,600	333,000		
95	286,600	333,500		
96	287,600	334,000		
97	288,200	334,500		
98	289,200	335,000		
99	289,900	335,500		
100	290,800	336,000		
101	291,700	336,500		
102	292,400	337,000		
103	293,100	337,500		
104	293,800	338,000		
105	294,500	338,500		
106	295,000	338,900		
107	295,500	339,400		
108	296,000	339,800		
109	296,200	340,300		
110	296,600	340,700		
111	296,900	341,200		
112	297,200	341,600		
113	297,500	342,100		
114	297,800	342,500		
115	298,100	343,000		
116	298,400	343,400		
117	298,700	343,900		
118	299,100	344,300		
119	299,400	344,700		
120	299,800	345,100		
121	300,100	345,500		
再任用職員	217,300	258,700	283,600	326,200
				385,000

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

84	481,100	538,100	
85	481,500	538,900	
86	482,100	539,800	
87	482,500	540,700	
88	483,000	541,600	
89	483,500	542,400	
90	484,100		
91	484,700		
92	485,100		
93	485,600		
94	486,200		
95	486,800		
96	487,400		
97	487,900		
再任用職員	339,000	393,600	467,000

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

39	365,200	432,600	487,400	546,500
40	367,400	434,600	489,200	548,100
41	369,700	436,600	490,900	549,600
42	371,100	438,500	492,700	551,000
43	372,600	440,200	494,500	552,400
44	374,000	442,000	496,300	553,700
45	375,300	443,900	497,900	554,900
46	376,700	445,700	499,600	555,900
47	378,200	447,500	501,400	556,900
48	379,700	449,200	503,300	557,900
49	380,900	451,000	504,900	558,900
50	381,900	452,700	506,200	559,800
51	382,900	454,500	507,500	560,700
52	383,900	456,300	508,800	561,600
53	384,900	458,200	510,100	562,400
54	385,800	459,400	511,400	563,300
55	386,700	460,700	512,700	564,200
56	387,600	461,900	514,000	565,100
57	388,600	463,100	515,000	566,000
58	389,500	464,100	515,800	567,000
59	390,300	465,100	516,600	567,900
60	391,100	466,100	517,400	568,600
61	391,900	466,900	518,300	569,500
62	392,400	467,600	519,100	570,400
63	392,800	468,300	520,000	571,300
64	393,300	469,000	520,800	572,200
65	393,600	469,700	521,700	573,100
66		470,400	522,600	
67		471,100	523,300	
68		471,800	524,300	
69		472,300	525,200	
70		473,000	526,000	
71		473,700	526,900	
72		474,400	527,800	
73		474,800	528,600	
74		475,400	529,500	
75		476,100	530,400	
76		476,800	531,100	
77		477,200	531,900	
78		477,800	532,800	
79		478,400	533,700	
80		478,900	534,600	
81		479,500	535,400	
82		480,000	536,300	
83		480,500	537,200	

再任用職員以外の職員

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の給号	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,400	371,600
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,400	374,400
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,600	377,000
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,900	379,700
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,900	382,100
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	337,100	384,800
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	339,200	387,400
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,400	390,100
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	343,400	392,200
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	345,500	394,500
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,700	396,800
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,800	399,000
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	351,500	401,100
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	353,600	403,100
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	355,500	405,100
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	357,500	407,200
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,600	359,400	409,000
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,600	361,400	411,000
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,700	363,400	412,900
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,800	365,400	415,000
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,700	367,200	416,900
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,700	369,200	418,500
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,600	371,300	420,100
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,600	373,400	421,600
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,600	374,900	423,100
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,500	376,700	424,400
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,600	378,500	425,700
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,600	380,200	427,000
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	336,200	382,000	428,300
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	338,000	383,500	429,500
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	339,700	385,100	430,700
	32	197,600	232,700	263,800	294,500	341,500	386,800	431,800
	33	199,000	233,900	265,300	296,200	343,200	388,100	433,000
	34	200,400	235,200	267,100	297,900	345,000	389,400	434,200
	35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,900	390,700	435,400
	36	203,200	237,500	270,500	301,500	348,700	391,900	436,600
	37	204,300	238,900	272,000	303,000	350,500	393,000	437,900
	38	205,600	240,200	273,700	304,700	352,200	394,200	438,800
	39	206,900	241,300	275,400	306,400	353,900	395,300	439,200

40	208,200	242,600	277,000	308,000	355,600	396,500	439,900
41	209,400	243,900	278,600	309,800	356,800	397,300	440,400
42	210,600	245,100	280,200	311,600	357,900	398,100	440,800
43	211,800	246,300	281,900	313,200	359,100	398,900	441,200
44	213,000	247,400	283,600	314,900	360,300	399,700	441,600
45	214,200	248,500	285,100	316,100	361,500	400,100	442,000
46	215,300	249,900	286,800	317,500	362,300	400,700	442,400
47	216,300	251,400	288,500	319,000	363,500	401,200	442,800
48	217,400	252,800	290,100	320,600	364,600	401,600	443,100
49	218,400	254,400	291,500	322,000	365,600	402,000	443,400
50	219,400	255,800	293,100	323,300	366,600	402,300	443,800
51	220,300	257,200	294,600	324,500	367,600	402,600	444,100
52	221,300	258,500	296,200	325,800	368,600	402,900	444,400
53	221,800	259,600	297,600	326,900	369,400	403,200	444,700
54	222,700	261,000	299,100	327,900	370,200	403,500	
55	223,400	262,400	300,500	329,000	371,100	403,800	
56	224,400	263,700	302,000	330,000	372,000	404,100	
57	225,100	264,600	303,300	330,500	372,500	404,400	
58	226,000	265,900	304,500	331,500	373,300	404,700	
59	226,700	267,200	305,700	332,300	374,200	405,000	
60	227,500	268,500	307,100	333,200	375,000	405,400	
61	228,400	269,400	308,400	334,000	375,400	405,600	
62	229,200	270,600	309,600	334,300	376,100	405,900	
63	230,100	271,900	311,000	334,900	376,800	406,200	
64	231,200	273,200	312,200	335,600	377,500	406,500	
65	231,800	274,100	313,600	336,200	377,900	406,700	
66	232,600	275,200	314,400	336,900	378,500		
67	233,400	276,300	315,200	337,600	379,200		
68	234,200	277,400	316,000	338,300	379,800		
69	234,900	278,500	316,600	339,000	380,200		
70	235,600	279,500	317,300	339,500	380,700		
71	236,300	280,600	318,000	340,100	381,200		
72	236,900	281,700	318,600	340,700	381,700		
73	237,600	282,600	319,300	341,000	382,300		
74	238,400	283,300	319,500	341,600	382,800		
75	239,200	283,800	320,100	342,100	383,400		
76	239,900	284,600	320,700	342,700	384,000		
77	240,400	285,400	321,300	343,200	384,500		
78	241,000	286,000	321,800	343,700	385,000		
79	241,600	286,600	322,300	344,200	385,500		
80	242,200	287,200	322,800	344,600	386,000		
81	242,500	287,900	323,400	344,900	386,300		
82	242,900	288,400	323,900	345,200	386,800		

再任用職員以外の職員

83	243,300	288,900	324,300	345,600	387,200
84	243,700	289,300	324,800	345,900	387,600
85	244,000	289,500	325,300	346,400	388,000
86		289,700	325,700	346,700	
87		289,900	325,900	347,000	
88		290,100	326,300	347,300	
89		290,500	326,700	347,700	
90		290,700	327,100	348,000	
91		290,900	327,500	348,400	
92		291,100	327,900	348,700	
93		291,500	328,200	349,100	
94		291,700	328,400	349,400	
95		291,900	328,800	349,700	
96		292,200	329,100	350,000	
97		292,600	329,300	350,300	
98		292,900	329,600	350,700	
99		293,100	329,900	351,100	
100		293,400	330,200	351,500	
101		293,700	330,400	352,000	
102		293,900	330,700	352,400	
103		294,100	331,100	352,900	
104		294,400	331,400	353,300	
105		294,700	331,500	353,800	
106			331,800		
107			332,200		
108			332,400		
109			332,600		
110			333,000		
111			333,400		
112			333,800		
113			334,000		
再任用職員	188,400	215,100	243,400	256,900	282,200
				323,100	365,500

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	の	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	号	円	円	円	円	円	円	円
1	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,700	374,700
2	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,900	377,300
3	3	164,200	193,000	240,800	263,000	288,600	334,000	380,000
4	4	165,600	195,000	242,600	265,000	290,500	336,200	382,600
5	5	167,100	197,100	244,000	267,000	292,300	338,400	384,800
6	6	168,600	199,400	245,300	268,400	294,100	340,500	387,200
7	7	170,100	201,700	246,500	269,500	296,000	342,700	389,500
8	8	171,600	204,000	247,800	270,700	297,800	344,800	391,800
9	9	172,900	206,400	248,800	272,000	299,700	346,500	393,800
10	10	174,600	207,800	249,900	273,300	301,600	348,500	396,000
11	11	176,200	209,200	250,800	274,500	303,400	350,400	398,200
12	12	177,700	210,500	251,700	275,900	305,300	352,400	400,500
13	13	179,200	211,900	253,000	277,000	306,900	354,500	402,400
14	14	181,200	213,400	254,100	278,600	308,500	356,600	404,400
15	15	183,200	214,900	254,900	279,800	310,300	358,700	406,600
16	16	185,200	216,100	255,900	281,200	312,100	360,700	408,800
17	17	187,400	217,500	256,600	277,200	314,000	362,700	410,800
18	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,600	364,700	413,000
19	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,300	366,800	415,200
20	20	193,700	222,000	259,400	281,200	319,000	368,900	417,400
21	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,500	370,600	419,300
22	22	198,000	225,100	261,300	284,400	322,000	372,700	421,200
23	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,600	374,900	423,000
24	24	202,400	228,500	263,200	287,300	325,100	376,900	424,900
25	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,800	378,900	426,600
26	26	205,700	231,600	265,700	290,400	328,200	380,500	428,200
27	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,700	382,400	429,900
28	28	208,300	235,000	268,100	293,900	331,400	384,300	431,500
29	29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,800	386,100	432,800
30	30	210,700	238,000	270,800	297,000	334,300	387,800	434,100
31	31	212,000	239,300	272,400	298,600	335,700	389,700	435,700
32	32	213,200	240,400	273,800	300,300	337,200	391,500	437,200
33	33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,800	393,200	439,000
34	34	215,800	242,700	276,900	303,200	340,300	394,900	440,600
35	35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,900	396,800	442,000
36	36	218,400	244,700	279,500	306,400	343,400	398,500	443,400
37	37	219,800	245,800	281,100	307,900	345,100	400,100	444,500
38	38	221,200	246,900	282,500	309,300	346,700	401,800	445,800
39	39	222,500	247,800	284,000	311,000	348,200	403,600	447,100



40	223,900	248,900	285,400	312,600	349,800	405,400	448,500
41	224,900	249,500	286,900	314,200	351,000	406,900	449,500
42	226,300	250,400	288,400	315,600	352,500	408,400	450,200
43	227,700	251,300	289,900	317,000	354,100	409,900	451,000
44	229,100	252,200	291,500	318,500	355,500	411,200	451,600
45	230,300	253,000	292,800	319,600	357,100	412,300	452,500
46	231,700	254,000	294,200	321,000	358,100	413,400	453,200
47	233,000	254,900	295,700	322,400	359,600	414,500	454,000
48	234,300	255,900	297,200	323,900	360,900	415,700	454,800
49	235,300	256,900	298,500	325,000	362,300	417,100	455,500
50	236,400	258,100	299,800	326,400	363,700	418,200	456,200
51	237,400	259,300	301,200	327,700	365,000	419,400	456,900
52	238,500	260,500	302,600	329,000	366,400	420,500	457,700
53	239,600	261,600	304,100	330,400	367,900	421,700	458,500
54	240,700	263,100	305,400	331,900	369,100	422,700	459,300
55	241,700	264,500	306,800	333,300	370,200	423,800	460,100
56	242,700	265,900	308,200	334,600	371,400	424,900	460,800
57	243,500	267,500	309,300	335,500	372,500	426,000	461,600
58	244,500	269,100	310,600	336,800	373,400	426,500	
59	245,200	270,600	311,800	338,000	374,500	427,100	
60	246,200	272,100	313,200	339,300	375,500	427,500	
61	247,100	273,500	314,300	340,400	376,100	428,100	
62	248,100	275,000	315,600	341,300	376,900	428,600	
63	248,900	276,500	316,900	342,500	377,700	429,000	
64	249,900	277,800	318,100	343,800	378,500	429,500	
65	250,800	279,300	319,400	344,900	379,200	430,100	
66	251,800	280,800	320,700	346,100	379,900	430,500	
67	252,900	282,300	322,000	347,300	380,700	430,800	
68	253,800	283,800	323,300	348,400	381,400	431,100	
69	254,600	284,900	324,000	349,400	382,000	431,500	
70	255,700	286,400	325,100	350,400	382,600		
71	256,800	287,900	326,200	351,500	383,300		
72	258,000	289,300	327,100	352,600	383,900		
73	259,400	290,500	328,400	353,500	384,600		
74	260,700	291,900	329,100	354,600	385,100		
75	262,000	293,300	330,200	355,700	385,700		
76	263,200	294,600	331,500	356,800	386,200		
77	264,200	296,100	332,600	357,500	386,600		
78	265,300	297,400	333,800	358,300	387,200		
79	266,600	298,600	334,900	359,100	387,700		
80	267,800	299,900	336,100	359,800	388,000		
81	268,800	300,700	337,200	360,400	388,300		
82	269,800	301,900	338,300	360,900	388,800		

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

83	270,900	303,000	339,300	361,500	389,200
84	272,000	304,200	340,400	362,000	389,500
85	272,800	305,300	341,300	362,600	389,800
86	273,700	306,500	342,300	363,100	390,300
87	274,800	307,700	343,200	363,700	390,800
88	275,900	308,800	344,200	364,200	391,200
89	276,800	310,200	345,200	364,600	391,500
90	277,700	311,400	346,000	365,000	391,900
91	278,700	312,600	346,800	365,600	392,400
92	279,700	313,800	347,600	366,100	392,800
93	280,700	314,600	348,200	366,400	393,200
94	281,700	315,300	348,800	366,900	
95	282,600	316,000	349,500	367,300	
96	283,600	316,600	350,100	367,600	
97	284,500	317,300	350,500	368,200	
98	285,300	317,600	350,900	368,700	
99	285,900	318,200	351,400	369,200	
100	286,800	318,900	351,800	369,700	
101	287,600	319,300	352,300	370,300	
102	288,400	319,900	352,800	370,800	
103	289,300	320,500	353,300	371,300	
104	290,100	321,100	353,700	371,700	
105	290,800	321,500	354,000	372,300	
106	291,300	322,000	354,500	372,800	
107	291,800	322,500	354,900	373,300	
108	292,300	323,000	355,200	373,800	
109	292,500	323,400	355,700	374,500	
110	292,800	323,800	356,200	374,900	
111	293,000	324,100	356,700	375,400	
112	293,400	324,400	357,200	375,900	
113	293,700	324,800	357,700	376,500	
114	293,900	325,200	358,200		
115	294,300	325,600	358,700		
116	294,600	325,900	359,100		
117	294,900	326,100	359,500		
118	295,200	326,400	359,900		
119	295,500	326,800	360,400		
120	295,900	327,000	360,900		
121	296,200	327,200	361,300		
122	296,600	327,500	361,800		
123	296,900	327,800	362,300		
124	297,300	328,100	362,800		
125	297,500	328,300	363,100		

再任用職員以外の職員

126	297,700	328,600
127	298,000	329,000
128	298,400	329,200
129	298,600	329,300
130	298,900	329,600
131	299,300	330,000
132	299,700	330,200
133	299,900	330,500
134	300,200	330,900
135	300,600	331,400
136	300,900	331,800
137	301,100	332,100
138	301,400	332,500
139	301,800	332,900
140	302,100	333,300
141	302,300	333,600
142	302,700	334,000
143	303,100	334,300
144	303,400	334,700
145	303,500	335,000
146	303,800	335,400
147	304,100	335,800
148	304,500	336,200
149	304,700	336,500
150	304,900	336,900
151	305,200	337,300
152	305,500	337,700
153	305,900	338,000
154	306,100	
155	306,300	
156	306,600	
157	306,900	
158	307,200	
159	307,500	
160	307,800	
161	308,200	
162	308,500	
163	308,800	
164	309,100	
165	309,500	
166	309,800	
167	310,200	
168	310,500	

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

169	310,900							
再任用職員	235,000	255,400	262,600	272,900	289,300	326,500	371,100	

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十六条中「及びこれに対する地域手当」を「並びにこれに対する地域手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）並びに初任給調整手当、特殊勤務手当（月額を単位として支給するものに限る。）、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当」に改める。

第十九条第二項中「及び第十九条の三」を「及び第十九条の三第二項」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「第二十条」を「第二十条第二項」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百十五」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の四十二・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十二・五」に改める。

（一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年石川県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には」を「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「」に、「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「」を「、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第五条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年石川県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「八千円」を「八千七百円」に改める。

（公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第六条 公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十二年石川県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第二項第三号中「四千二百五十円」を「五千百円」に改め、同項第四号中「三千円」を「三千六百円」に改める。

（知事、副知事給与条例の一部改正）

第七条 知事、副知事給与条例（昭和三十二年石川県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第八条 知事、副知事給与条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百

分の百七十二・五」に改める。

(石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部改正)

第九条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第十条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部改正)

第十一条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第十二条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

(識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の一部改正)

第十三条 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例(昭和三十五年石川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項ただし書中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第十四条 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 平成三十年一月一日

二 第二条、第四条、第八条、第十条、第十二条及び第十四条の規定 平成三十年四月一日

2 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第二十条第二項及び附則第二十八項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(附則第四項において「改正後の平成二十八年改正条例」という。)の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正後の給与条例(次項において「改正後の給与条例」という。)第二十

条第二項及び附則第二十八項の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付研究員等条例」という。）の規定、第七条の規定による改正後の知事、副知事給与条例（附則第五項において「改正後の知事、副知事給与条例」という。）の規定、第九条の規定による改正後の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例（附則第五項において「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定、第十一条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例（附則第五項において「改正後の教育長給与等条例」という。）の規定並びに第十三条の規定による改正後の識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例（附則第五項において「改正後の監査委員給与等条例」という。）の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員等条例又は改正後の平成二十八年改正条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例又は第五条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年石川県条例第四十四号。以下この項において「平成二十六年改正条例」という。）附則第八項から第十項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員等条例又は改正後の平成二十八年改正条例の規定による給与（平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。
- 5 改正後の知事、副知事給与条例、改正後の議員報酬等条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の監査委員給与等条例の規定を適用する場合には、第七条の規定による改正前の知事、副知事給与条例、第九条の規定による改正前の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例、第十一条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例又は第十三条の規定による改正前の識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の知事、副知事給与条例、改正後の議員報酬等条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の監査委員給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 6 附則第四項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

#### 提案理由

石川県人事委員会の平成二十九年十月十七日付け勧告等に鑑み、一般職の職員の給料、初任給調整手当、扶養手当、勤勉手当及び教員特殊業務手当の額の改定を行う等の必要がある。これが、こ

の条例案を提出する理由である。

議案第九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について



議案第十号

石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十九年十二月一日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年石川県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(2)中「第二条の三第三号において」を「以下」に改め、「という。」の下に「(第一条の四の規定に該当する場合にあつては、二歳に達する日)」を加える。

第二条の三第二号中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において地方等育児休業をしている場合

二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第三条第六号中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第一項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われぬこと」を加え、同条第七号中「すること」の下に

「又は第二条の四の規定に該当すること」を加える。

第四条中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第十一条第七号中「別居したこと」の下に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

平成29年12月1日提出

石川県知事 谷 正 憲

施設の名称	指定管理者	指定期間
石川県立音楽堂	金沢市昭和町20番1号 公益財団法人 石川県音楽文化振興事業団 理事長 竹中博康	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県サッカー・ラグビー競技場	能美市来丸町1110番地 能美市 能美市長 井出敏朗	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県立野球場	金沢市袋島町南193番地 一般財団法人 石川県民ふれあい公社 理事長 良澤和俊	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県立自転車競技場	河北郡内灘町字宮坂に1番地3 一般財団法人 内灘町公共施設管理公社 理事長 上出孝之	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県白山一里野シャッセ	白山市尾添り63番地 株式会社 スノーエリアマネジメント白山 代表取締役 山本外勝	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県西部緑地公園陸上競技場	金沢市袋島町南193番地 一般財団法人 石川県民ふれあい公社 理事長 良澤和俊	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで

議案第十一号 公の施設の指定管理者の指定について

施設の名称	指定管理者	指定期間
石川県西部緑地公園テニスコート	東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4 三幸株式会社 代表取締役 橋本有史	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県女性センター	金沢市三社町1番44号 一般財団法人 石川県女性センター 理事長 能木場由紀子	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県リハビリテーションセンター	金沢市赤土町ニ13番地6 社会福祉法人 恩賜財団済生会支部石川県済生会 支部長 西口寿一	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県精育園	七尾市青山町ろ部22番 社会福祉法人 徳充会 理事長 神野正博	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県立錦城学園	金沢市上中町イ67番2 社会福祉法人 松原愛育会 理事長 柳下道子	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県母子・父子福祉センター	金沢市三社町1番44号 公益財団法人 石川県母子寡婦福祉連合会 会長 米田浅子	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県青少年総合研修センター	金沢市小將町8番33号 株式会社 アイ・イー・パートナーズ 代表取締役 中川茂	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県夕日寺健民自然園	金沢市鞍月二丁目1番地 公益社団法人 いしかわ環境パートナーシップ県民会議 会長 横江 斉	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
のと海洋ふれあいセンター	金沢市袋島町南193番地 一般財団法人 石川県県民ふれあい公社 理事長 良澤和俊	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
室堂センター、室堂くろゆり荘、室堂ござくら荘、室堂御前荘、室堂白山荘	白山市三宮町ニ105番地1 一般財団法人 白山観光協会 理事長 安達明	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで

南竜ヶ馬場ビジターセンター、 南竜ヶ馬場ケビン、南竜ヶ馬場 野営場、南竜山荘	白山市鶴来本町四丁目ヌ85番地 一般財団法人 白山市地域振興公社 理事長 澤 信 一	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
市ノ瀬野営場	白山市鶴来本町四丁目ヌ85番地 一般財団法人 白山市地域振興公社 理事長 澤 信 一	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
中宮温泉野営場	白山市鶴来本町四丁目ヌ85番地 一般財団法人 白山市地域振興公社 理事長 澤 信 一	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
能登千里浜休暇村野営場	東京都台東区東上野五丁目1番5号 一般財団法人 休暇村協会 理事長 中 島 都志明	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
木ノ浦健民休暇村野営場	珠洲市上戸町北方1字6番地の2 珠洲市 珠洲市長 泉 谷 満寿裕	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
輪島エコロジーキャンプ場	輪島市小伊勢町下島田13番地1 株式会社 上田組 代表取締役 上 田 剛 志	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
白山国立公園センター	白山市白峰口9番地 特定非営利活動法人 白峰まちづくり協議会 理事長 織 田 捷 二	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県片野鴨池健民自然園	加賀市大聖寺南町ニ41番地 加賀市 加賀市長 宮 元 陸	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川ハイテク交流センター	金沢市鞍月二丁目20番地 公益財団法人 石川県産業創出支援機構 理事長 谷 本 正 憲	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで

施設の名称	指定管理者	指定期間
石川県産業展示館	金沢市袋島町南193番地 一般財団法人 石川県県民ふれあい公社 理事長 良澤和俊	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県立山中漆器産業技術センター	加賀市山中温泉塚谷町イ270番地 公益財団法人 山中漆器産業技術センター 理事長 普赤清幸	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県森林公園	森林公園地域振興会・金沢森林組合エコグループ 代表者 河北郡津幡町字上矢田サ8番甲 一般社団法人 森林公園地域振興会 代表理事 坂本 守 構成員 金沢市永安町77番地 金沢森林組合 代表理事組合長 門村 和 永	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県健康の森	輪島市河井町20部1番地の47 株式会社 上野組 代表取締役 上野 吉夫	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県県民の森	加賀市山中温泉今立町イ179番地 県民の森地域振興会 会長 川原 長 俊	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県国際交流センター	金沢市本町一丁目5番3号 公益財団法人 石川県国際交流協会 理事長 中西吉明	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県湖南運動公園	金沢市袋島町南193番地 一般財団法人 石川県県民ふれあい公社 理事長 良澤和俊	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで

金沢港金石地区船だまり	金沢市北安江三丁目1番38号 石川県漁業協同組合 代表理事組合長 笹原丈光	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県滝港マリーナ	羽咋市中央町フ162番地 有限会社 プロジェク トドゥ 代表取締役 中田隆夫	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）	柿本商会・石垣メンテナンスグループ 代表者 金沢市藤江南二丁目28番地 株式会社 柿本商会 代表取締役 柿本自如 構成員 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 石垣メンテナンス株式会社 代表取締役 石垣真	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
加賀沿岸流域下水道（大聖寺川処理区）	白山市村井町330番地 株式会社 トスマク・アイ 代表取締役 藤井雅之	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
犀川左岸流域下水道（汚泥共同処理施設を除く）	白山市村井町330番地 株式会社 トスマク・アイ 代表取締役 藤井雅之	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで
犀川左岸流域下水道（汚泥共同処理施設に限る）	金沢市広岡三丁目3番30号 金沢市 金沢市公営企業管理者 桶川秀志	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
健民海浜公園	T & A 有限責任事業組合 代表者 金沢市松島町17番地 株式会社 西インターレス トハウス 代表取締役 山田輝雄 構成員 金沢市泉が丘二丁目9番3号 アサヒ株式会社 代表取締役 朝倉宏太	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
西部緑地公園	金沢市袋島町南193番地 一般財団法人 石川県県民ふれあい公社 理事長 良澤和俊	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで

施設の名称	指定管理者	指定期間
木場潟公園	小松市三谷町ら之部58番地 公益財団法人 木場潟公園協会 理事長 藤田 勝 男	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
栗津公園	金沢市専光寺町タ9番地10 駒谷造園株式会社 代表取締役 駒谷 正 恒	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
手取公園	白山市倉光二丁目1番地 白山市 白山市市長 山田 憲 昭	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
松任海浜公園	白山市倉光二丁目1番地 白山市 白山市市長 山田 憲 昭	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
大野湊緑地公園	金沢市金石本町口55番地 公益財団法人 銭五顕彰会 理事長 森岡 篤 弘	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
能登歴史公園	鹿島郡中能登町末坂9部46番地 中能登町 中能登町長 杉本 栄 藏	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
白山ろくテemapark	加賀市新保町カ33番地 株式会社 岸グリーンサービス 代表取締役 岸 省 悟	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県営住宅、石川県特別県 営住宅（全55団地）	ヒューマンネット・若草ホーム産業共同企業体 代表者 金沢市西念三丁目15番23号 株式会社 ヒューマンネット 明 代表取締役 川畑 明 構成員 金沢市若草町16番1号 株式会社 若草ホーム産業 代表取締役 関 大 輔	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで
石川県安全運転研修所	金沢市東蚊爪町二丁目1番地 一般財団法人 石川県交通安全協会 会長 加藤 敏 彦	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで



平成30年4月1日から  
平成35年3月31日まで

金沢市中戸町18番地1  
公益財団法人 石川県埋蔵文化財センター  
理事長 田中 新太郎

石川県埋蔵文化財センター



## 議案第十二号

### 石川県手数料条例の一部を改正する条例について

石川県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十九年十二月一日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例（平成十二年石川県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表十九の項1中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に、「通訳案内士登録申請手数料」を「全国通訳案内士登録申請手数料」に改め、同項2中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に、「通訳案内士登録証訂正手数料」を「全国通訳案内士登録証訂正手数料」に改め、同項3中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に、「通訳案内士登録証再交付手数料」を「全国通訳案内士登録証再交付手数料」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成三十年一月四日から施行する。

#### 提案理由

通訳案内士法の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第13号

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）の定めるところにより、平成30年度中に当せん金付証券を総額10,500,000千円の範囲内において発売する。

平成29年12月1日提出

石川県知事 谷 本 正 憲



## 議案第十四号

### 石川県国民健康保険条例について

石川県国民健康保険条例を次のように制定する。

平成二十九年十二月一日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県国民健康保険条例

#### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 石川県国民健康保険運営協議会（第三条―第七条）

第三章 国民健康保険保険給付費等交付金（第八条）

第四章 国民健康保険事業費納付金（第九条―第二十三条）

第五章 雑則（第二十四条）

#### 附則

第一章 総則

#### （趣旨）

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十二年法律第百九十二号。以下「法」という。）第十一条第一項の規定により県が設置する国民健康保険事業の運営に関する協議会、法第七十五条の二第一項の規定による国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び法第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （用語の定義）

第二条 この条例において使用する用語は、法及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

第二章 石川県国民健康保険運営協議会

#### （設置）

第三条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、石川県国民健康保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）を置く。

#### （委員）

第四条 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 三人

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師を代表

する委員 三人

三 公益を代表する委員 三人

四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する被  
用者保険等保険者を代表する委員 一人

2 委員は、知事が任命する。

（会長）

第五条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代  
理する。

（会議）

第六条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ  
る。

（雑則）

第七条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定  
める。

### 第三章 国民健康保険保険給付費等交付金

（国民健康保険保険給付費等交付金の交付）

第八条 普通交付金は、政令第六条第二項に掲げる事項を勘案して、知事が別に定めるところによ  
り交付する。

2 特別交付金は、政令第六条第三項に掲げる事項を勘案して、知事が別に定めるところにより交  
付する。

3 政令第六条第六項第三号に規定する条例で定める当該市町における財政の状況その他の事情に  
応じた特別交付金の交付に充てられる部分は、知事が別に定める。

### 第四章 国民健康保険事業費納付金

（国民健康保険事業費納付金の徴収）

第九条 県は、年度ごとに各市町から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらか  
じめ、当該年度において当該市町が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市  
町に対して通知する。

2 前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、政令、国民健康保険保険給付費等交付金、  
国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一  
号）及びこの条例で定めるところにより算定する。



(医療費指数反映係数)

第十条 医療費指数反映係数は、各市町に係る一般納付金基礎額に当該市町に係る年齢調整後医療費指数が反映されるよう、知事が定める数とする。

(年齢調整後医療費指数)

第十一条 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る政令第九条第四項第一号に掲げる値とする。

(一般納付金所得係数)

第十二条 一般納付金所得係数は、政令第九条第五項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

(一般納付金所得等割合)

第十三条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第九条第六項第一号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第十四条 一般納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第九条第七項第二号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数)

第十五条 一般納付金被保険者均等割指数は、零を超え一未満の範囲内において知事が定める数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第十六条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、政令第十条第三項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第十七条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第十条第四項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第十八条 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第十条第五項第二号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数)

第十九条 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、零を超え一未満の範囲内において知事が定める数とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第二十条 介護納付金納付金所得係数は、政令第十一条第三項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

(介護納付金納付金所得等割合)

第二十一条 介護納付金納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第十一条第四項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第二十二条 介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町につき、当該市町に係る政令第十一条第五項第二号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数)

第二十三条 介護納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え一未満の範囲内において知事が定める数とする。

第五章 雑則

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例の廃止)

2 国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例（平成十七年石川県条例第四十八号）は、廃止する。ただし、平成二十九年度以前の年度分の都道府県調整交付金については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 第九条第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の額の算定その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(退職被保険者等の年齢調整後医療費指数等の特例)

4 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等について、第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条	第九条第四項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令 第九条第四項第一号
第十二条	第九条第五項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令 第九条第五項第一号
	同項第二号	政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた 政令第九条第五項第二号
第十三条	第九条第六項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令

第十六条	第十条第三項第一号	第九条第六項第一号 附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令 第十条第三項第一号
	同項第二号	政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた 政令第十条第三項第二号
第十七条	第十条第四項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた政令 第十条第四項第一号

提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険の運営に関し必要な事項を定める必要がある。  
これが、この条例案を提出する理由である。



議案第15号

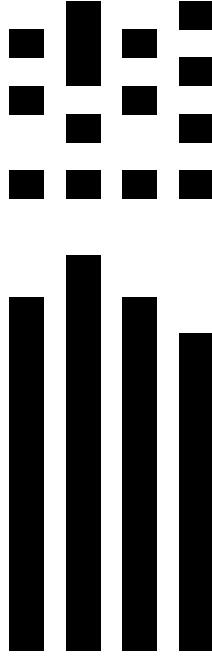
損害賠償額の決定について

石川県立中央病院で発生した医療事故に係る損害賠償額等は、次のとおりとする。

平成29年12月1日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 相手方



2 賠償額 7,000,000円

3 賠償責任発生の事実等

石川県立中央病院に入院していた患者が、平成28年7月4日の化学療法後、平成28年7月6日に死亡した医療事故について、治療に要した診療費の個人負担分を請求しないこととし、損害賠償金を支払うもの



議案第16号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

平成29年12月1日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 工事の名称 金沢城公園整備（鼠多門）工事（建築）

2 契約金額 1,107,000,000円

3 契約の相手方

兼六・松浦・ほそ川特定建設工事共同企業体

代表者 金沢市松島二丁目20番地

兼六建設株式会社

代表取締役 橋本和雄

構成員 能美市湯谷町二48番地1

松浦建設株式会社

代表取締役 松浦 弥

構成員 金沢市示野町西3番地

ほそ川建設株式会社

代表取締役 細川 顕司





## 報告第1号

平成29年度石川県一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成29年12月1日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第7号

平成29年度石川県一般会計補正予算（第2号）

平成29年度の石川県一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ643,400千円を追加し、歳入歳出それぞれ544,138,910千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成29年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

平成29年9月29日

地方自治法第179条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成29年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		58,121,186	643,400	58,764,586
	3 国庫委託金	1,096,066	643,400	1,739,466
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>543,495,510</b>	<b>643,400</b>	<b>544,138,910</b>

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		69,278,810	643,400	69,922,210
	4 選挙費	586,407	643,400	1,229,807
<b>歳出</b>	<b>合計</b>	<b>543,495,510</b>	<b>643,400</b>	<b>544,138,910</b>